

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町規則第9号

佐用町上月総合交流促進施設条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町上月総合交流促進施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月 29日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規則第9号

佐用町上月総合交流促進施設条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町上月総合交流促進施設条例施行規則（平成17年佐用町規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

# 使用許可申請書

年 月 日

佐用町長様

申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり公共施設を使用したいので申請します。

1 使用施設

総合交流促進施設（伝統芸能保存室・陶芸室）

2 使用期間

令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで

3 使用目的

\_\_\_\_\_

4 使用人員

\_\_\_\_\_人

5 使用設備

\_\_\_\_\_

6 その他

\_\_\_\_\_

7 使用については、町長の指示に従い、建物、設備等を損傷したときは、現状回復又はその損傷相当額を賠償することを誓約します。

使用料	有 料	基本使用料	円	規則第3条（5割免除）(4)(6)
			円	
		合計	円	
	無 料	減免取扱規則第3条・減免団体登録要綱第2条（全額免除）規則(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、要綱2(1)、2(2)		

# 使用許可書

年 月 日

申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様  
電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり公共施設の使用を許可します。  
なお、使用については、町長の指示に従い善良な使用に努めてください。

1 使用施設

総合交流促進施設（伝統芸能保存室・陶芸室）

2 使用期間 令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで  
令和 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_時 \_\_\_分から \_\_\_時\_\_\_分まで

3 使用目的 \_\_\_\_\_

4 使用人員 \_\_\_\_\_ 人

5 使用設備 \_\_\_\_\_

6 その他 \_\_\_\_\_

7 使用については、町長の指示に従い、建物、設備等を損傷したときは、現状回復又はその損傷相当額を賠償することを誓約します。

佐 用 町 長

使用料	有 料	基本使用料	円
			円
		合計	円
	無 料	※受付印の無いものは無効	

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。